

名古屋市土地利用審査会運営規程 新旧対応表

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
(委 員)	(委 員)
第2条 (略)	第2条 (略)
(幹事及び書記) 第3条 条例第5条第1項に規定する 幹事及び書記は、次の職にある者を 市長が任命する。 (1) 幹事 住宅都市局都市計画 部都市計画課長、住宅都市 局 <u>まちづくり企画部</u> まち づくり企画課長 (2) 書記 住宅都市局 <u>まちづく</u> <u>り企画部</u> まちづくり企画課課長補 佐	(幹事及び書記) 第3条 条例第5条第1項に規定する 幹事及び書記は、次の職にある者を 市長が任命する。 (1) 幹事 住宅都市局都市計画 部都市計画課長、住宅都市 局 <u>都市整備部</u> まちづくり 企画課長 (2) 書記 住宅都市局 <u>都市整備</u> 部まちづくり企画課 <u>開発調整係長</u>
(会議の招集)	(会議の招集)
第4条 (略)	第4条 (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)
(会議の公開)	(会議の公開)
第7条 (略)	第7条 (略)
第8条 (略)	第8条 (略)
第9条 (略)	第9条 (略)
第10条 (略)	第10条 (略)
(事務局) 第11条 審査会の庶務を行うため、 住宅都市局 <u>まちづくり企画部</u> まちづく り企画課に事務局を置く。	(事務局) 第11条 審査会の庶務を行うため、 住宅都市局 <u>都市整備部</u> まちづくり企 画課に事務局を置く。
(委 任) 第12条 (略)	(委 任) 第12条 (略)